

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 浜田市長、浜田市議会議長、浜田市選挙管理委員会、浜田市代表監査委員、
浜田市公平委員会、浜田市農業委員会、浜田市消防本部消防長、浜田市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.5%
全職員	55.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	98.9%
課長相当職	95.8%
課長補佐相当職	-
係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.0%
31～35年	93.5%
26～30年	93.2%
21～25年	90.3%
16～20年	89.2%
11～15年	85.2%
6～10年	95.6%
1～5年	89.3%

【説明欄】

- ・全職員の職員区分数割合は、次のとおり。

常勤(男性)	常勤(女性)	常勤以外(男性)	常勤以外(女性)
30.9%	13.7%	16.5%	38.9%

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、一人当たりの扶養手当に係る男女差異は30.9%である。
- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当に係る男女差異は72.3%となっている。
- ・消防職員のうち98.4%が男性であり、消防職員の初任給格付けの際には8号給加算されている。
- ・消防職員に支給する夜間勤務手当は、前述の関係から、一人当たりの夜間勤務手当に係る男女差異は1.7%となっている。
- ・課長補佐相当職は該当する職員がいないため記載なし。